

福岡市景観計画

Landscape Plan of FUKUOKA City

福岡市景観計画の変更（案）

※朱書きが変更部分

上位計画である福岡市基本計画(第9次)及び福岡市都市計画マスター プランにおいて、副都心地区が広域拠点に変更されたことから整合を図っています。

目 次

序 章	景観形成の考え方	1
1	景観計画の位置づけ	1
2	景観形成の考え方	3
第 1 章	景観計画区域	5
第 2 章	良好な景観の形成に関する方針	7
1	景観形成の基本方針	7
2	地域特性を活かした景観形成方針	9
第 3 章	大規模建築物等に関する事項	15 17
1	届出対象行為	15 17
2	大規模建築物等に関する行為の制限	17 19
3	色彩に関する景観形成基準	21 23
第 4 章	都市景観形成地区に関する事項	25 27
1	都市景観形成地区の指定の要件及び基本方針	25 27
2	届出対象行為	27 29
3	都市景観形成地区の良好な景観の形成に関する方針 及び行為の制限	27 29
第 5 章	景観資源の保全・創出に関する事項	28 30
1	景観重要建造物	28 30
2	景観重要樹木	29 31
第 6 章	景観重要公共施設の景観形成に関する事項	30 32
第 7 章	屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する 物件の設置に関する行為の制限に関する事項	32 34

序章 景観形成の考え方



序
章

□ 他計画との連携

本計画を策定するにあたっては、福岡市総合計画や福岡市都市計画マスター・プラン等との整合を図り、改めて福岡市新・緑の基本計画等の関係計画や、建築物あるいは屋外広告物等に関わる各種制度との連携を行っていくこととしています。これにより横断的な福岡市の都市景観施策を推進し、これまで以上に福岡の魅力を高め、都市の活力を維持していくことができるものと考えます。

第1節 景観計画の位置づけ

1. 本計画の位置づけ

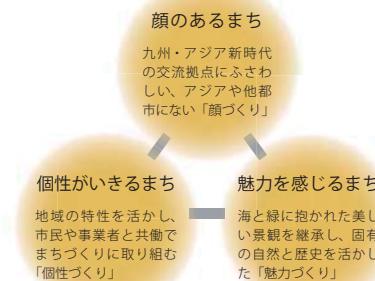
本計画は、都市景観形成基本計画を上位計画とし、その目指すべき都市像や基本目標の実現に向けた、良好な景観形成のための方針、基準を示すものとして位置づけます。このため、景観形成の理念と目標像は都市景観形成基本計画と同様に下記のとおり定めます。

□ 景観形成の理念

- 理念 ① 都市景観は、市民の共有財産である
 - 理念 ② 市民参加による都市景観の形成
 - 理念 ③ 長期的な視点をもつ
 - 理念 ④ 地域性、個性を活かす

□ 景観形成の目標像

福岡市の景観特性を踏まえて、市民はもとより来訪者にとって、魅力と心地よさが感じられる、大都市の賑わいと地方都市の優しさが調和した福岡らしい都市景観の形成を目指します。



序
章

第1章

第2章

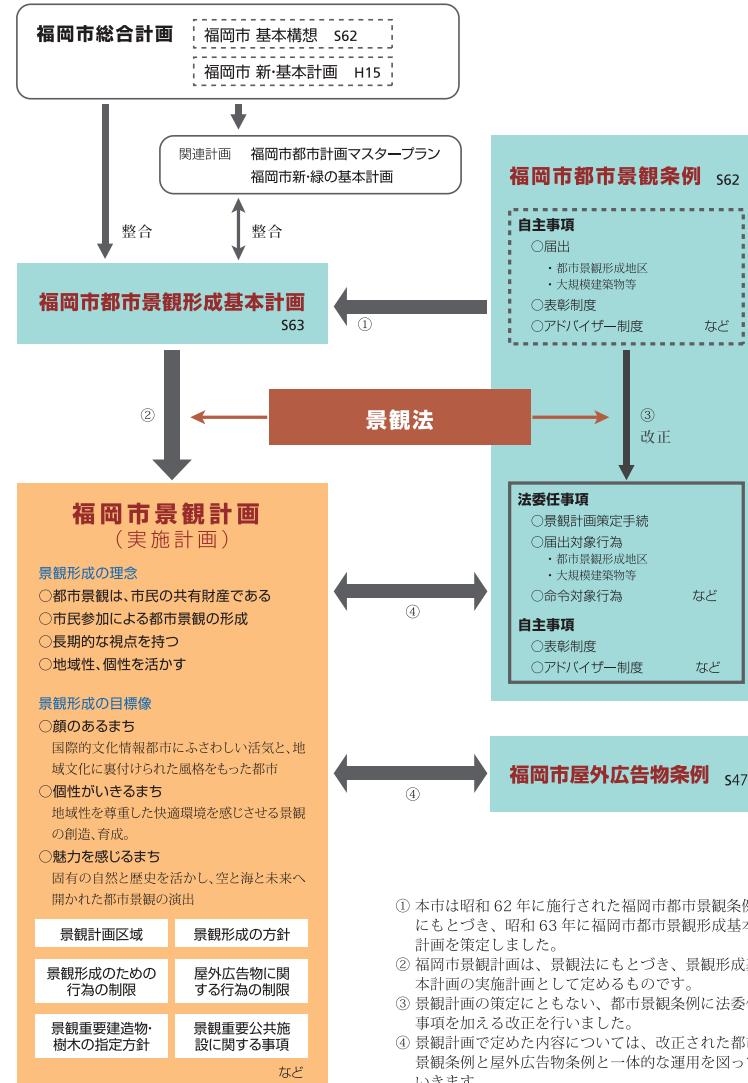
第3章

第4章

第5章

第
6

第
7



第2節 景観形成の考え方

本市は脊振山系の山並みや博多湾等の自然景観、都市の顔である中心市街地あるいは海からの玄関口である港湾部の都市的景観等、多様な景観を有しています。

福岡市都市計画マスター・プランにおいて、以下の通り景観づくりの基本的な方針が示されています。

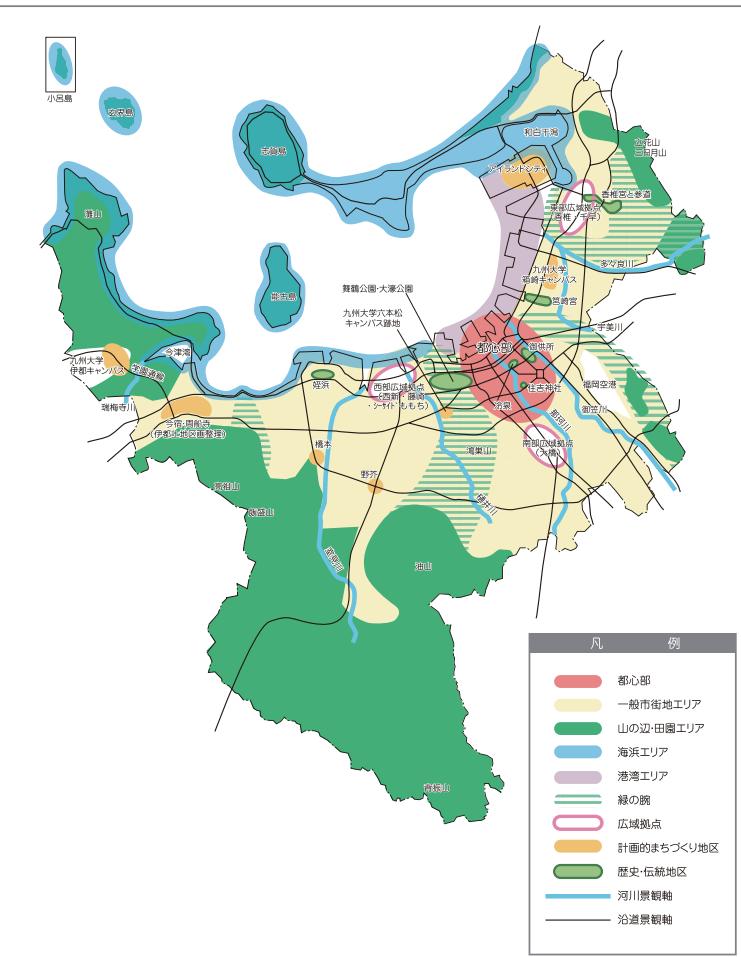


表 0-1 景観づくりの基本的な方針

考え方	
都心部	<ul style="list-style-type: none"> ○九州・アジアの交流拠点都市にふさわしい活力にあふれた福岡市全体の顔となるような景観形成を図ります。 ○福岡を訪れた人の記憶に残るような象徴的な景観づくりを進めるとともに、広域からの玄関口にふさわしい来街者をおもてなしする景観形成を図ります。 ○歴史・文化資源や活力あるメインストリート、河川、緑など多様な景観要素を育て、都心部全体の魅力を高めるとともに、これらをつなぐ歩いて楽しい回遊空間の景観形成を図ります。 ○舞鶴公園・大濠公園では、緑と歴史・文化が調和した魅力ある空間づくりを行い、集客・交流の強化を図ります。
一般市街地エリア	<ul style="list-style-type: none"> ○市域の大部分を占める一般の市街地では、地域の特性を生かし、市民と共に働くして緑豊かなゆとりのある景観形成を図ります。
山の辺・田園エリア	<ul style="list-style-type: none"> ○都市の背景としての緑の保全や山並み、田園地帯の眺望の確保に努めるとともに、レクリエーションの場としても自然と調和した景観形成を図ります。
海浜エリア	<ul style="list-style-type: none"> ○海や海岸線の緑を守り、海への眺望に配慮した広がりのある景観の保全に努めるとともに、海浜レクリエーション施設などにおいては、博多湾の自然景観に配慮し、自然と調和した景観形成を図ります。
港湾エリア	<ul style="list-style-type: none"> ○海からの眺望を大切にするとともに、背後に広がる市街地や博多湾の自然環境と調和した港の景観形成を図ります。
緑の腕	<ul style="list-style-type: none"> ○保全された緑地や風致地区などが多い優れた環境を引き続き保全しながら、市民との共働により新たな緑地などを創造し、緑の豊かさを感じられる景観形成を図ります。
広域拠点	<ul style="list-style-type: none"> ○市民生活の中心地区にふさわしい、活力や親しみのある生き生きとした個性ある景観形成を図ります。
計画的 まちづくり地区	<ul style="list-style-type: none"> ○計画的なまちづくりを進める中で、各地区の特性や将来像にふさわしい景観形成を図ります。
歴史・伝統地区	<ul style="list-style-type: none"> ○歴史的資産である神社や寺院などを核とし、参道などの周辺も含めて一体的に伝統や歴史を生かした景観形成を図ります。
河川景観軸	<ul style="list-style-type: none"> ○貴重な潤いとアクセントを市街地に与えるオープンスペースとして、日常生活の中で水と緑を楽しめる空間づくりと河川沿いの街並みが調和した景観形成を図ります。
沿道景観軸	<ul style="list-style-type: none"> ○多様な機能が集積する都市の骨格動線として、街並みの連続性に配慮するとともに、それぞれの沿道の特性に応じて個性ある景観形成を図ります。

第1章 景観計画区域



1 景観計画区域

本計画の対象区域（景観計画区域）は市内全域とします。

2 都市景観形成地区

景観計画区域のうち、市を代表する地区や個性ある地区等、特に良好な景観の形成を図るべき地区を「都市景観形成地区」とします。この都市景観形成地区には詳細な基準を設け、地区的個性を活かした景観の保全・創出を行っていきます。

今後、都市景観形成地区にする必要があると考えられる地区についても、都市施策の方向性や住民の意向等を踏まえ、指定の検討を行っていきます。（第4章を参照）



図1-1 景観計画区域と都市景観形成地区

表1-1 都市景観形成地区

地区名	指定年月日 ／ 指定面積	概要
シーサイド ももち地区	約 185.6ha ／ H8. 4. 25	昭和57年に埋立が開始され、平成元年の博覧会開催を経て、ウォーターフロントの環境と都心・副都心に近い立地を活かした「21世紀を展望した計画的なまちづくり」が始められた地区
御供所地区	約 28.0ha ／ H10. 11. 30	日本最初の禅寺聖福寺、東長寺などの数多くの寺社により本市で有数の歴史的環境を形成している地区
天神(明治通り・ 渡辺通り)地区	約 15.7ha ／ H12. 3. 2	福岡市の都心を東西及び南北に貫き、福岡の発展の軸となってきたメインストリートであり、本市の都心としてだけでなく、九州さらには西日本を代表する最大の商業・業務機能が集積している地区
香椎副都心 (千早)地区	約 17.6ha ／ H17. 4. 25	本市の東の副都心として独立行政法人都市再生機構が平成5年度より土地区画整理事業を進めているエリアの中心をなす地区
アイランドシ ティ香椎照葉 地区	約 94.0ha ／ H23. 3. 3	誰もが快適な生活を営むことができる住宅地の整備や、環境との共生を図る豊かな緑地空間の整備、アジア・世界を見据えた新しい産業の集積を目指し、魅力ある都市空間の形成を図る地区
元岡地区	約 18.3ha ／ H23. 3. 3	九州大学学術研究都市構想で位置づけられたタウン・オン・キャンパスにふさわしい良好な市街地環境の形成・保全を図り、九州大学の門前町として風格あるまちづくりの推進を図る地区
はかた駅前通り 地区	約 7.0ha ／ H23. 7. 28	博多駅地区と天神地区をつなぎ、博多のまちの新たなシンボルとなる魅力的な都市空間の形成を図る地区

第2章

良好な景観の形成に関する方針



序
章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第1節 景観形成の基本方針

1 九州・アジアの交流拠点にふさわしい魅力ある景観づくり

- ・アジアとの交流の歴史や広域的な交通結節機能を背景とした商業・業務の集積あるいは、豊かな自然を身近に感じることのできる、本市の特性を考慮し、風格と賑わいと潤いのある景観形成を進めます。
- ・都心部や副都心では、商業・業務が集積する地域の特性に応じて賑わいのある景観づくりを進めます。
- ・市民や事業者が地域への誇りと愛着を持って暮らしていくことができるよう、市民やエリアマネジメント組織などの地域団体との共働による景観づくりに取り組みます。

2 緑や水辺を守り、活かした景観づくり

- ・海や山など豊かな自然を保全・活用し、新たに創ることで緑のネットワークや風の道など環境に配慮した人に優しい潤いのある景観づくりを進めます。
- ・市民や事業者が地域への誇りと愛着を持って暮らしていくことができるよう、市民や地域団体との共働による景観づくりに取り組みます。
- ・海や空からの景観に配慮し、博多湾や山なみの眺望と海岸線の緑の連続性を確保することで、豊かな自然を感じる景観づくりを進めます。

3 計画的市街地整備にあわせた賑わいと活気のある景観づくり

- ・行政は、景観づくりに向けた市民団体等を積極的に支援し、住民の景観意識の一層の向上を図るとともに、地域主体の景観づくりを進めます。
- ・九州大学学術研究都市やアイランドシティなど計画的に市街地整備が進められている地区において、市民や関係団体と共に、本市の顔となる景観づくりを進めます。

4 歴史と文化を活かし、刻の厚みを感じられる景観づくり

- ・歴史的な建造物や祭りなど、景観資源の保全・活用を図り、市民が誇りを持ち、来街者にも喜ばれる風格のある景観づくりを進めます。
- ・歴史的な景観資源をネットワーク化して回遊ルートを整備するとともに、案内サイン等を設置して、来街者のおもてなしに配慮したまちづくりを進めます。

景観形成の構成

そして

階層3 都市景観形成地区の 景観形成方針

(都市景観形成地区の方針を優先)

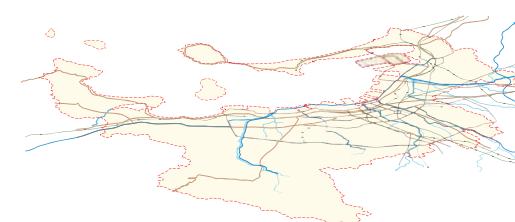
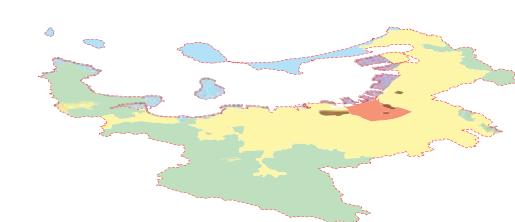
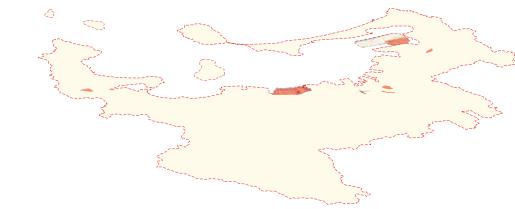
地区別景観形成基準



次に

階層2 ゾーンごとの 景観形成方針

ゾーン別基準



まず

階層1 福岡市の 景観形成方針

共通基準

序
章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

景観形成の構成として、福岡市全域に関する景観形成方針（階層1）を定め、その上にゾーンごとの景観形成方針（階層2）、一番上に都市景観形成地区の方針（階層3）を定めます。
(階層3の都市景観形成地区については、第4章を参照)

第2節

地域特性を活かした景観形成方針

市域を地域特性に応じ、下図のように6つのゾーンに区分し、それぞれの特性を活かした景観形成方針を定めます。

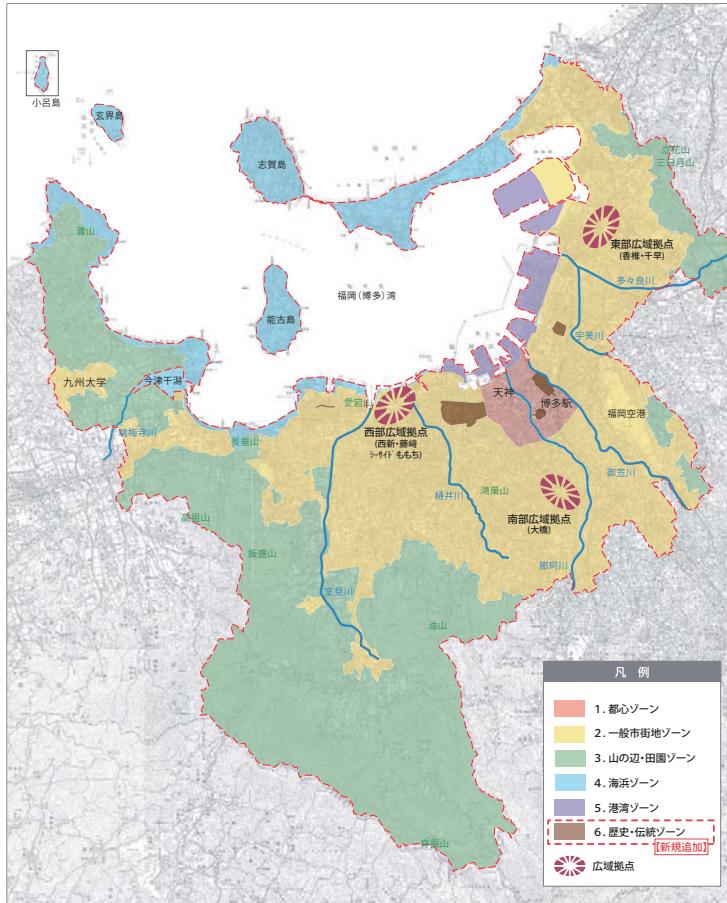


図2-2 景観計画区域のゾーン区分



1. 都心ゾーン

景観特性

- 都心主軸を構成するメインストリート（大博通り、昭和通り、明治通り、渡辺通り、住吉通り）が半径約1kmの比較的コンパクトなインナーリングを構成し、その中央部を那珂川や博多川が流れています。
- 地形的・歴史的に、那珂川をはさんで福岡部と博多部からなり、それぞれに多様なまちなみや賑わいの場所が形成されています。（天神地区、大名地区、今泉地区、渡辺通り・春吉地区、博多駅周辺地区、キャナルシティ博多、中洲地区、川端地区、御供所地区等）
- 東西にJR博多駅と西鉄福岡天神駅の2つの広域ターミナルを都心活動や賑わいの拠点として持っています。
- 天神地区をはさんで、東西に御供所地区と福岡城址（舞鶴公園）という本市を代表する歴史的環境地区が存在します。
- 各メインストリートは、スカイラインやまちなみの壁面線が比較的そろっており、福岡都心景観の大きな特徴となっています。

景観形成方針

- ・都心ゾーンは交通結節機能を背景に、商業、業務が集積する地区であり、天神地区や博多駅周辺地区では、福岡を代表する景観拠点にふさわしい街並みを形成します。
- ・櫛田神社等の寺社、赤煉瓦文化館に代表される近代建築や寺社等の歴史的資産を核とし、歴史や伝統を活用した景観の保全・創出に努めます。
- ・須崎公園、天神中央公園や警固公園等を核として、大博通りや明治通り、渡辺通り等のメインストリート、那珂川、博多川等の河川を軸とした水と緑のネットワークの積極的な形成を図るとともに、交通結節点を結ぶ回遊軸となるはかた駅前通り等は、来街者に配慮した花と緑豊かで賑わいのある都市景観の形成を図ります。
- ・都心の多様な景観要素を結ぶ回遊ルートにパブリックアートやストリートファニチュアの設置をするとともに、地域との共働による歩いて楽しい魅力的な景観づくり・歩行者空間づくりに努めます。
- ・建築物等の計画を行う際は、オープンスペースの確保など賑わいと潤いのある空間演出を促進し、魅力ある景観づくりに努めます。

